

20世紀からの答えなき問いかけ

——「例外状態」のフィールドワークにむけて——

鈴木鉄忠*

A Question without an Answer from the 20th Century: A Preliminary Consideration of Fieldwork on “The State of Exception”

SUZUKI Tetsutada

This paper examines the relationships between societal change in the 20th century and contemporary politics focusing on Giorgio Agamben's seminal work *Homo Sacer* (1995) and associates its findings with our research project “A comparative analysis of a nascent moment in a borderland.” First, an allegory of Elie Wiesel is introduced to show that tremendous tragedies such as the Holocaust in the previous century impede contemporary life and that these conditions remain open. Next, this paper considers Giorgio Agamben's insight into “the state of exception” and distinguishes four stages that transform politics into bio-politics and transform citizens into a “bare life.” In particular, the establishment of the concentration camp was a critical step that enabled a temporary state of exception to become a persistent *space* of exception. Finally, it is argued that while material walls and detention centers focusing on illegal immigrants and refugees proliferated during this century, especially in borderlands, local people in these areas question what governments declare a threat.

キーワード：惑星社会，うごきの比較学，フィールドワーク，例外状態，収容所，エリ・ヴィーゼル，ジョルジョ・アガンベン，生政治，剥き出しの生，ホモ・サケル

【目次】

1. はじめに
2. 「この道をいくな」—— E. ヴィーゼルの問いかけ
3. 例外状態——「非人間的な条件」の法的-政治的基礎
4. 強制収容所——「すべてが可能になる」のはなぜか
5. おわりに

* 共愛学園前橋国際大学国際社会学部准教授

1. はじめに

本稿のねらいは、研究チーム「うごきの比較学」の2年目までの成果と課題を確認し、「新たな問いを立てる」あるいは「新たな問いかけをする¹⁾」ための論点を提示することである。こうした問題設定には以下のような背景がある。

2018年12月8日に第27回中央大学学術シンポジウム「地球社会の複合的諸問題への応答」が中央大学駿河台記念館にて開催された。基調報告と第1セッション「地球社会のジレンマに
応答する“臨場・臨床の智”」では、「うごきの比較学」の前進にあたる研究プロジェクト「“臨
場・臨床の智”」(2016～2018年度)の成果の一端が、新原道信、阪口毅、筆者により報告さ
れた²⁾。第1セッションでの矢澤修次郎氏によるコメント、さらに全3つのセッション後の総括
討論では、次の3つの根本的な問いかけがなされた。これらは既存の分野を横断した社会科学
の組み直しを要請するものであった。

「私たちは惑星地球を海のように、そしてそこに浮かぶ島々のように社会をみることができる
のだろうか。情報社会では、ただ1つの時間・空間しかみることができないという問題がある。
それを乗り越え、時間と空間、さらに情報、個人、身体を含めて重合的に社会をみること
はできるのか」という問いかけは、現代社会論としての惑星社会論のさらなる錬成を提起した。
そして「フィールドワークで地球社会にアプローチすることは可能なのか」という問いかけは、
本研究チームの調査方法のさらなる深化を求めるものだった。最後に「『領域国家』の終焉が
みえてきていることをどう捉えるのか。移民・難民問題のように国民国家の枠組みでは十分に
説明できない現実があるなかで、国家と権力をどう問題化するか」では、国家論との関連の
少なさを指摘するものだった。現代社会理論(エピステモロジー)、調査方法(メソドロジー/
メソッド)、政治に関する3つの根本的な問いかけは、安易な解答を許さないものであるが、
かといって何らかの応答を迫るものであった。

本研究チームは、調査戦略上の一拠点として国境地域ないし国境島嶼のうごきに注目してい
る。惑星社会の一片を構成する国境地域・国境島嶼は、現代の社会変化の核の部分
が国家と地域のジレンマとして表面化するフィールドである。トリエステとイストリア半島
における第2次世界大戦後の戦後処理と国境画定問題、ランペドゥーザ島が直面した
欧州難民危機、セウタとメリリャにみられるヨーロッパとアフリカの中心-周辺構造と
異種混交、ジブラルタルの飛

1) 天田城介、「『地球社会の複合的諸問題への応答』における問いについて—『地球社会のジレンマに
応答する“臨場・臨床の智”』を中心に」新原道信／宮野勝／鳴子博子編著、『地球社会の複合的諸
問題への応答の試み』中央大学出版部、2020年、377-381頁。

2) 新原道信／宮野勝／鳴子博子編著、2020年。新原道信編著、『“臨場・臨床の智”の工房—国境島
嶼と都市公営団地のコミュニティ研究』中央大学出版部、2019年。

び地的主権，石垣島と宮古島に配備される陸上自衛隊基地，京丹後に設置された米軍レーダー施設，立川・砂川の米軍基地「返還」後の地域課題のように，国家や都市・地域の周縁に位置するフィールド調査を進めてきた³⁾。そこで得た知見は主として2つに要約される。一方で，「平和裏の戦争状態 (peacetime war)」，すなわち戦争と平和の区別を保証していた枠組みが機能しなくなり，平時と有事の区別自体が消失し，一見すると平和に見える日常生活のなかで戦争遂行の準備が常態化しつつあることである⁴⁾。だが他方で，国家の布告する「非常事態」を名付け直し，「新たな問いを立てる」あるいは「新たな問いかけをする」よううごきが国境地域にはあることも，フィールド調査からわかっている⁵⁾。ここに“臨場・臨床の智”の萌芽がある。これら2つの力のせめぎあいこそ，メルッチのいう「国民社会そしてわれわれのグローバル・システムといったものの社会の変化のプロセスの核の部分⁶⁾」なのではないか，という理解である。

昨年度の拙稿では，調査方法（メソドロジー／メソッド）の問いかけへの応答を試みた⁷⁾。そこで本稿では，現在進行中の「平和裏の戦争状態」と政治との関連を検討する。この問題設定は，先の問いかけの3つ目「『領域国家』の終焉がみえてきていることをどう捉えるのか」への回答にもなる。第2章では，エリ・ヴィーゼルの問いかけを糸口に，「平和裏の戦争状態」を20世紀の難題と結びつける。そして現代に続く問題として接続するために，第3章と第4章では，ジョルジョ・アガンベンの例外状態と強制収容所をめぐる考察を取り上げる。アガンベンの思索に同伴しながら，近代政治の根幹にあるものを追跡していく。

2. 「この道をいくな」—— E. ヴィーゼルの問いかけ

「20世紀は『暴力の世紀』だった。日本の友にこれだけは伝えたい」。

1999年末にノーベル平和賞作家のエリ・ヴィーゼルは，こう切り出して日本の文芸誌に小論を寄せた。雑誌を開くと目に飛びこむ高級ブランドの写真広告のなかで，およそ場違いなほどに率直で誠意あふれる文章でヴィーゼルは訴えている。「ふたつの世界の大戦を超えて」と題された論稿では，20世紀の終わりと21世紀の幕開けの過渡期が「古い伝説」を通して語られる⁸⁾。

3) 鈴木鉄忠，「『非常事態』を名付け直す—国境地域における危機と“臨場・臨床の智”」新原ほか編，2020年，89頁。

4) 鈴木鉄忠，「国境島嶼における平和裏の戦争状態—『同時代のこと』に応答する石垣島の反基地運動」新原編，2019年，78頁。

5) 鈴木鉄忠，2020年，83-114頁。

6) Melucci, Alberto, *The Playing Self: Person and Meaning in the Planetary Society*, New York: Cambridge University Press, 1996. = 新原道信／長谷川啓介／鈴木鉄忠訳『プレイング・セルフ—惑星社会における人間と意味』ハーベスト社，2008年，202頁。

7) 鈴木鉄忠，「“うごき”を捉えるフィールドワーク—マリノフスキの「不可量部分」とラトゥールの「連関の社会学」を手がかりに」『中央大学社会科学研究所年報』第24号，2020年，159-178頁。

8) この論稿は次の著書からご教示いただいた。新原道信，『境界領域への旅—岬からの社会学的探究』

ひとりの旅人がその地方唯一の深い森で道に迷った。何時間ものあいだ、出口を探すが見つからない。ひとつの手かがりも、ひとつの道しるべも、どこにもなにもない。夕闇が落ち、旅人は恐怖に駆られる。次々と悪夢にうなされる落ち着かぬ夜。夜明け、旅人は飛び起きる。人間の姿を見かけたのだ。感謝のしるしに持ち物すべてをあたえるつもりで、旅人はその男に駆け寄る。「ありがとう、ここにいてくれてありがとう。神があなたを遣わされたのです。さあ、森の出口を教えてください」。男は頭を振って言う。「あなたと同じように、わたしもここで道に迷ったのです」。それから、憂いに満ちた微笑を浮かべ、自分の後ろの小道を指さす。「わたしがあなたにお教えできるのはただひとつ。この道をいくなということ。わたしはそちらからきたのです⁹⁾」

「ひとりの旅人」は、私たち現代人の姿を暗示している。旅人は 20 世紀という「深い森」に迷い込む。夕闇がすぐそこまで迫る。世紀が終わろうとしているのに、「出口」が見つからない。落ち着かぬまま夜を迎え、旅人は悪夢にうなされる。すると彼の前に、ひとりの人物が現れた。この男は森の出口を知っているのではないか。一縷の望みをかけて旅人は男に駆け寄った。だが期待は裏切られた。森にいた男もまた、迷い人だった。だが旅人の知らないことを教えた。彼の辿ってきた「後ろの小道」を指さし、「この道をいくな」ということだった。こうして「森の出口」はついに見つからぬまま、「古い伝説」は終わる。そしてエリ・ヴィーゼルはこう問いかける。

これが、あす、誕生しようとしている 21 世紀にわたしたちが伝えるべきメッセージなのだろうか？

この寓話に登場する「旅人」と「男」は、ヴィーゼル自身の姿でもあるだろう。アウシュヴィッツ強制収容所の生存者のヴィーゼルは、「この道をいくな」というメッセージを『夜』で世界中に伝えて以来、公的な場面や対話の場で教育と記憶の大切さを訴えてきた¹⁰⁾。「無関心との闘い」に賭けるヴィーゼルの並々ならぬ決意が読む者を圧倒する。だからこそ、この寓話の結末とヴィーゼルの最後の問いかけには困惑させられる。なぜなら「この道をいくな」といった男(=ヴィーゼル)でさえも、「森の出口」を知らず、「わたしも道に迷っている」というのだから。

大月書店、2007 年。

9) エリ・ヴィーゼル「ふたつの世界大戦を超えて」『芸春秋』2000 年 1 月号、214-217 頁。

10) エリ・ヴィーゼル『夜』村上光彦・訳、みすず書房、1967 年。

これまで20世紀という「深い森」を解明する努力が皆無だったかといえ、無論そんなことはない。2つの世界大戦がなぜ起こったのか。何百万の人々の大量殺戮がどのようにして可能になったのか。一体なぜ広島と長崎に原子力爆弾が投下されたのか。生存者の体験をどう記録し、記憶し、伝承するのか。科学から文学までが独自の仕方でも教訓を引き出し、「森の出口」のありかを探ってきたはずだ。にもかかわらず、なぜヴィーゼンは、「この道をいくな」という警句だけでなく、「わたしにも森の出口はわからない」というメッセージを残したのか。ヴィーゼンの最後の問いかけは「無論これが21世紀に伝えるべきメッセージであるはずはない」という意味で受け取ることもできる。だとしたらなおさら、「本当にそう言い切れるのか」という一抹の不安が残る。20世紀の人々が解決できなかった宿題が、21世紀に生きる私たちに託されたように思える。

ヴィーゼンのいうように「人間は決してひとつの手段ではない」はずだった。だが20世紀は「これほど多くの死者を、これほど多くの幻想を埋葬した世紀」となった。その極限的出来事の一つに強制収容所がある。20世紀を「もっとも暴力的な世紀」と呼んだハンナ・アーレントは『全体主義の起原』のなかで、このように述べている。国民社会主義の全体主義体制は、強制収容所を通して「疑わしい人物」を「計画的かつシステムティックに破壊する方法」を開発し、「人間をまったく無用にするようなシステム」をつくりあげ、史上初めて「すべては可能である」という政治体制を実現した、と¹¹⁾。まさに人間の条件の底が抜ける出来事だった。

ところで、ヴィーゼンの訴える「この道をいくな」の先にあり、アーレントが「すべては可能である」と呼んだ20世紀の最深部を、特殊な歴史的出来事としてではなく、現代社会の根本問題として抉り取ったのが、ジョルジョ・アガンベンである。アガンベンは主著『ホモ・サケル¹²⁾』で20世紀の「深い森」に分け入っていく。もしアガンベンが「深い森」でヴィーゼンの寓話の旅人に出遭ったとしたら、こう答えるのではないだろうか。「この道に戻ってはいけない。なぜならこの先には、収容所があるのだから」と。

なお1995年に上梓された『ホモ・サケル』は、文字通り「ホモ・サケル」計画と呼ばれる全9冊から構成されるアガンベンの壮大な構想の第1作目に当たる¹³⁾。本稿で扱う論点は、その後

11) ハンナ・アーレント、『全体主義の起原 3 全体主義』大久保和郎／大島かおり・訳、みすず書房、1974年、234-235頁。

12) Agamben, G., *Homo Sacer: il Potere Sovrano e la Nuda Vita*, Einaudi, 1995. (=アガンベン、高桑和巴・訳、上村忠男・解題『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。英語版は、Agamben, G., *Homo Sacer: Sovereign Power and Bare Life*, Heller-Roazen, D., (tran.), Stanford University Press, 1998.

13) 「ホモ・サケル」計画は、1995年から2015年の間に刊行された9冊から成る。題目とイタリア語版の刊行年は以下である。

I 『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生』1995年

II・1『例外状態』2003年

に刊行された『アウシュヴィッツの残り物』(1998年),『例外状態』(2003年)で重要な展開を遂げている。ただしこの小論でそれらを跡づけることは不可能であるため、『ホモ・サケル』の終章「近代的なもののノモスとしての収容所」を中心に取り上げる。そしてヴィーゼルの寓話と関連づけながら 20 世紀の難題と収容所の関連を検討する。

3. 例外状態——「非人間的な条件」の法的－政治的基礎

例外状態とはどのようなものか

アガンベンによれば、強制収容所とは「これまでに地上で起こったなかで最も絶対的な非人間的な条件 (*conditio inhumana*) が実現された場¹⁴⁾」である。そこで起こったことは、もはや犯罪という法的概念を超えた、まったく別種の出来事であるがゆえに、これまでとは別の問いかけをする必要があるのではないか。このようにしてアガンベンは「いかなる法的－政治的構造のもとでこのような非人間的な出来事が起こりえたのか」という問いを立てた。強調点は「いかなる法的－政治的構造のもとで」にある。それによって過去の特例として収容所の結末を扱うのではなく、「我々が依然として生きている政治空間の隠れた母型、ノモス¹⁵⁾」まで到達しようとする。

収容所の歴史的始まりは何であり、その法的－政治的構造とは何か。歴史研究では諸々の議論があるが、アガンベンは 2 つの要点を析出する。まず強制収容所は植民地戦争に結びついた「例外状態 (*lo stato di eccezione*)」から生まれたこと、そして植民地の人々から市民という法的身分をもった住民全体にまで例外状態が拡張されていったこと、である。収容所は、通常の法権利や刑法から生まれたのではなく、例外状態や戒厳令 (*legge marziale*) を土台に誕生した。さらにその適用範囲は、一部の人々からあらゆる人々にまで拡張していく。これらがアガンベンの主張する収容所の法的－政治的構造の要点である。

ナチ・ドイツの強制収容所はこの典型例にあてはまるとアガンベンはいう。まず強制収容の法的根拠は、普通法ではなく、「保護拘留 (*Schutzhaft*)」だったことに注意を促す。保護拘留

Ⅱ・2 『スタシス－政治的パラダイムとしての内戦』 2015 年

Ⅱ・3 『言語活動の秘蹟－宣誓の考古学』 2008 年

Ⅱ・4 『王国と栄光－オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』 2007 年

Ⅱ・5 『オプス・デー－祭式の考古学』 2012 年

Ⅲ 『アウシュヴィッツの残りもの－アルシーヴと証人』 1998 年

Ⅳ・1 『いと高き貧しさ－修道院規則と生の形式』 2011 年

Ⅳ・2 『身体の使用』 2014 年

岡田温司によれば、Ⅰは問題提起、Ⅱは権力の構造、Ⅲは主権権力のもとでの生、Ⅳは新たなる提言が主題である (岡田温司,『アガンベンの身振り』月曜社, 2018 年, 11 頁)。

14) アガンベン, 2003 年, 227 頁。

15) アガンベン, 2003 年, 237 頁。

は、個人の安全を護るというより、「国家の安全に対する危険を回避する¹⁶⁾」のが第一目的である。治安維持の手段として、保護の名目で特定の個人を監護下に置くことを可能にするのが保護拘留という措置である。

では、そもそもなぜ保護拘留が生まれたのか。アガンベンはその起源を戒厳状態（*stato di assedio*）に関するプロシア法に求める。経緯の要点を辿ると、1850年2月12日発布の「個人の自由の保護」→1851年6月4日発布→1871年にバイエルンを除くドイツ全土に適用拡張→第1次世界大戦中および後の混乱で適用範囲は大幅に拡大される。そしてアガンベンが注意を促すのは、ドイツでの最初の強制収容所はナチ体制ではなく、その前の社会民主主義政府によってすでに設置されたことである。1923年に何千人もの共産主義活動家を収容したのが最初の例となり、東欧からのユダヤ人難民を受け容れる強制収容所も社会民主主義政府によって設置された。

保護拘留の法的な「正しさ」を提供しているのは、アガンベンが繰り返し強調するように例外状態や戒厳状態の布告である。ではこうした事態は何をもたらすのか。それは個人の自由の制限に直結する法秩序の宙吊りである。「保護拘留の法的基礎は、個人の自由を保証するドイツ憲法の条文を宙吊りにすることをともなう戒厳状態ないし例外状態の布告¹⁷⁾」である。例外状態の布告と個人の自由の保証は両立不可能な関係にある。ヴァイマール憲法の第48条は、帝国大統領が「公的安全をあらためて安定させるために必要な決定をおこなうことができ」、その際に個人の基本的な権利を宙吊りにできると定めている。実際にヴァイマール政府は、1919年から1924年までに数回にわたり例外状態を布告し、長いものでは5か月に及んだ。そしてナチは政権を掌握した後、1933年2月28日に「人民と国家の保護のための政令」を布告し、個人の自由にかかわるヴァイマール憲法の条文を無期限で宙吊りにした。ここにはナチの政権掌握前とその後で「例外状態の布告の維持」という連続性を見出すことができる。

だがナチには過去の政府と一線を画する断絶があった。アガンベンはナチの布告した「人民と国家の保護のための政令」の条文のどこにも「例外状態」という表現が含まれていないことに注意を促す。この政令は第三帝国の崩壊まで効力をもったままだった。これが何を意味するのか。アガンベンはこの変化の重要性を次のように述べる。

例外状態はこのようにして、事実的な危険という外的かつ暫定的な状況に関連づけられなくなり、規範自体と見分けがつかなくなっていく¹⁸⁾。（太字、原文）

16) アガンベン、2003年、228頁。

17) アガンベン、2003年、228頁。

18) アガンベン、2003年、229-230頁。

どうということかといえば、ナチ以前の「例外状態」は、事実に基づく危険 (pericolo fattizio) が客観的そして一時的な状況 (situazione esterna e provvisoria) にあくまで関連づけられていた。だがナチ以後、例外状態は「規範それ自体と見分けがつかなくなっていく (confondersi con la norma stessa)」。例外状態の布告の根拠が事実状況にあるのか規範そのものなのか、を問うこと自体がもはやできなくなっていくというのである。

外に捉えられていること ex-capere

ここで例外と規範の関係を確認しておきたい。一般的に例外と規範は対立関係にある。なぜなら例外とは通例に当てはまらないもの、一般原則の適用を受けないものの意味で用いられるからである。そうすると例外は規範によって排除されたもの、あるいは例外は規範の適用を逃れたもののように映る。だが例外の本質的な特徴を究明すれば、例外と規範は無関係どころか、「宙吊り (sospensione)」という形で特殊な関係を保つとアガンベンはいう。「規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退きながら、例外に対して自らを適用する¹⁹⁾」のである。ここで「例外」は、規範から排除されながらも、規範によって再び包摂されることになる。同じ意味だが、規範は「例外」を排除すると同時に、規範のなかに例外を包摂していくのである。それが例外状態における規範の本質的な特徴である。

そうなれば次のようにアガンベンがいう意味がはっきりしてくる。

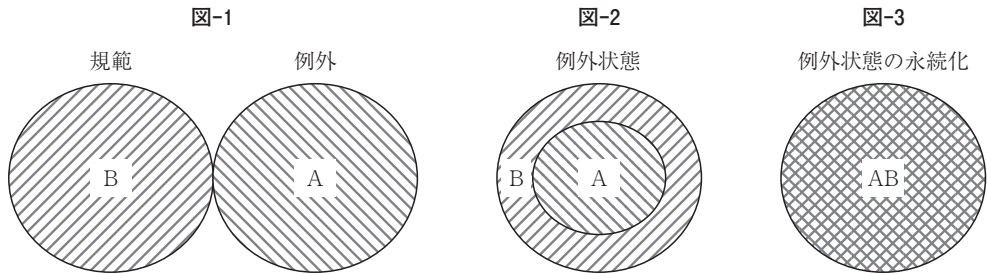
したがって、例外状態とは秩序に先行する混沌のことではなく、秩序の宙吊りから結果する状況のことである。この意味で、例外はまさしく、その語源 ex-capere のとおり、外に捉えられているのであって、単に排除されているのではない²⁰⁾。

ここで理解の助けになるのは、自然状態と法治状態の関連をアガンベンが図式化している箇所である²¹⁾。自然状態と法治状態は、例外と規範の関係に読み替え可能である。2つの円があり、便宜的に円Aを例外、円Bを規範とする。当初2つの円は別々なものとして提示される (図-1)。これは例外と規範を対立関係とみなす一般的な理解である。次に「例外状態においては、現実には、一方が他方の内部にあるものとして示される (図-2)」。まさに規範が、自らを「宙吊り」にすることで、排除した例外を規範のなかに取り込むときである。このとき例外は、規範の外

19) アガンベン、2003年、29頁。なおこの一文は、高桑和巳氏の日本語訳ではなく、イタリア語版 (Agamben, 1995, p.22) および英語版 (Agamben, 1998, p.18) の原文を参照の上、筆者が多少修正したものである。

20) アガンベン、2003年、29頁。

21) アガンベン、2003年、59-60頁。図1-3に筆者が若干の加筆を行った。



部に単に排除されているのでは決してなく、排除されながら規範の内部に包摂されている。外部に放逐されたと思いきや内部に捕捉されている。「外へと排除しつつ捕捉する」ことであり、「排除をつうじての包含」という構造をもつ²²⁾。そして「例外が規則になろうとすると、二つの円は一致し、完全に不分明なものとなる（図-3）。この段階までくると、図からも明らかなように、もはやどれが例外でどれが規範の要素かがまったく区別できなくなる。

ここで再びナチ前と後の「例外状態」の根本的な違いに戻ろう。プロシア法を起源とする「保護拘留」は、戒厳令から誕生した。これは例外と規範の関係が図-2の状態に移行したことを意味するので、ステージ2と呼ぼう。その後、保護拘留の適用範囲は拡張された。これは図-2の円Aが次第に大きくなることを意味する。ただし依然として規範と例外の区別は維持されている。だがナチの布告した1933年の「人民と国家の保護のための政令」を境に、図-3のステージ3に移行する。ここではもはや例外と規範の区別自体が消失している。だからこそアガンベン「例外状態はこのようにして、事実的な危険という外的かつ暫定的な状況に関連づけられなくなり、規範自体と見分けがつかなくなっていく」と述べたのである。

そしてステージ3で新たに出現するのが、「これまでに地上で起こったなかで最も絶対的な非人間的な条件 (*conditio inhumana*) が実現された場」である強制収容所に他ならない。

4. 強制収容所——「すべてが可能になる」のはなぜか

例外状態の物質化

「例外状態と強制収容所のあいだに見られるこの構成的な結びつきは、収容所の本性を正確に理解するためには、どれほど評価しても過大評価にはならないだろう²³⁾」。アガンベンはこのように述べて、ステージ3の例外状態と強制収容所の「構成的な結びつき (*nesso costitutivo*)」の解明に最大限の注意を注ぐ。ここでは収容所の設置と結びついた例外状態をステージ4と呼ぶことにする。なぜならこの段階において例外状態は空間化されるからである。いわば暫定的

22) 上村忠男、『アガンベン《ホモ・サケル》の思想』講談社、2020年、6頁。

23) アガンベン、2003年、230頁。

な例外状態 (state of exception) から永続的な例外空間 (space of exception) へ変容する。アガンベンはこのように述べる。

収容所とは、例外状態が規則になりはじめるときに開かれる空間のことである²⁴⁾。

収容所は、例外-規範関係の混濁が規則 (la regola) になりゆく状況から出現する。ステージ 2 のときは、特定しうる危険があるという事実状況に基づく法的秩序の一時的な宙吊りという手続きが依然として存在していた。逆にいえば、特定の危険がないという事実状況が認められれば、例外状態は撤回される可能性を有していた。だがステージ 3 において例外状態は、危機という事実状況がなくても存立できるようになる。なぜなら例外状態は「規範自体と見分けがつかなく」なるからである。そしてステージ 4 において例外状態は、収容所という「永続的な空間的配置を獲得²⁵⁾」する。収容所は「配置としては通常の秩序の外」、つまり通常法の適用を免れて存在する空間を与えられる。まさに「排除をつうじて包含される (ex-capere)」のが収容所という例外空間である。実際に 1933 年 3 月ヒトラーが第三帝国の首相に選出されたとき、ヒムラーはグッハウに「政治犯のための強制収容所」の設置を決定し、すぐさま SS に委ねた。この収容所は、刑法や懲役法の諸規則の外に置かれ、保護拘留のもとに置かれ続けた。他の収容所に関しても、保護拘留という法的基礎を適用し、通常の法秩序とはまったく別の運用が続けられたのである。

ここにきて、収容所ではなぜ史上もっとも非人間的な条件が実現するのか、その答えがみえてくる。アガンベンは例外と規範の混濁関係から成立する収容所と「主権権力」との結びつきをこのように指摘する。

主権権力の基礎は、例外状態について決定することができるということであるが、その例外状態が規範的に実現される構造こそ、収容所なのである²⁶⁾。

主権権力 (il potere sovrano) が収容所を設置するとはどういうことかといえ、公的安全に対する危険の有無という事実状況 (la situazione fattizia) を何ら気にすることなく、「規範的に (normalmente)」例外状態を実現できるということである。収容所という例外空間においては、すべてが一時停止しているなかで自在に動き回れる唯一のプレイヤーとして、通常の法秩序を宙吊りにさせながら決定を下すことができる唯一の存在に主権権力はなる。そして収容所では

24) 注 23) と同じ。

25) 注 23) と同じ。

26) アガンベン、2003 年、232 頁。

法権利上の問題 (*quaestio iuris*) と事実上の問題 (*quaestio facti*) を区別できない状況が常態化する。そうなれば「収容所でなされることが合法か違法かといった問いは単に無意味²⁷⁾」になる。というのも、収容所の出来事が「違法」とされるためには、何らかの法（刑法や懲役法や人権）が必要になるのだが、このとき法は宙吊りにされているので、当該事案を法権利上の問題として定式化することはできない。また、収容所でなされる（通常は犯罪的な）行為が「事実上の問題」として判断されるには、誰かがそれを認知したり告発したりしなければならないが、収容所は通常の社会の「外に捉えられている (*ex-capere*)」例外空間なので、主権権力（とその委託者たち）以外の目に触れることはない。こうして主権権力が被収容者の生殺与奪の権利 (*ius vitae necisque*) を掌握し、そうした例外状態を安定供給できる収容所では、「すべてが可能である」状況が整えられるのである。

剥き出しの生の例外化

収容所という法的－政治的構造のなかに、アガンベンは近代政治の原形を見出す。収容所に入れられた者と入れた者は「かつて実現されたことのない最も絶対的な政治的空間²⁸⁾」にいる。なぜなら収容所では、主権権力と剥き出しの生 (*la nuda vita*) が無媒介に向き合うことになるからである。

収容所に入った者は、外部と内部、例外と規則、合法と違法のあいだの不分明地帯のなかを動いていたのであり、そこでは、個人の権利や法的保護といった概念自体が何の意味も持たなかった²⁹⁾。

収容所に入った者は、最初から「裸」だったのではもちろんなく、個人の権利や法的保護を有する市民だった。その市民が次々と権利を剥奪され、ついには「諸権利を持つ権利³⁰⁾」すら奪われていった³¹⁾。アウシュヴィッツのガス室においてユダヤ人は文字通り——法権利的にも、身体的にも——「裸」にさせられた。市民を「剥き出しの生」に還元し、人間を単なる生ける身

27) 注26)と同じ。

28) アガンベン、2003年、233頁。

29) 注28)と同じ。

30) ハンナ・アーレント、『全体主義の起原 2 帝国主義』大島通義／大島かおり・訳、みすず書房、1972年、281頁。

31) こうした剥奪のプロセスは、フランコ・バザーリアの指摘した隔離精神病院への強制入院と自由剥奪のプロセスと酷似している。鈴木鉄忠、「“二重の自由”を剥ぎ取る施設化のメカニズム：F.バザーリアの精神病院批判を手がかりに」『中央大学文学部紀要 社会学・社会情報学』25 (258)、2015年、135-149頁。

体に変える力、「生政治的な身体を生産すること」が「主権権力の本来の権能³²⁾」であるとアガンベンという。それが実現されるのが収容所なのである。

したがって、政治が生政治になり、ホモ・サケルが市民と潜在的には混同されてしまう点で、収容所は政治空間の範例そのものなのだ³³⁾。

政治が生政治へ、市民が剥き出しの生（ホモ・サケル³⁴⁾）へ還元される。剥き出しの生の例外化 (*exceptio della nuda vita*) ——ここにアガンベンは近代政治の原形を見出す。

このような理解に基づき、アガンベンはナチ・ドイツの人種主義および総統原理と生政治との結びつきに言及する。

新たな基礎的な政治主体である生政治的身体は、事実上の問題（たとえばしかじかの生物学的身体の同定）でも権利上の問題（適用すべきしかじかの規範の同定）でもなく、事実と法権利がまったく区別されないところで働く主権的な政治的決定のなされる場である。このことを忘れてしまうと、国民社会主義の人種概念の特性も——この概念の特殊な不明瞭さや非整合性も——理解することができなくなる³⁵⁾。

生政治的身体は、事実上の問題 (*quaestio facti*) でも権利上の問題 (*quaestio iuris*) でもなく、それらの領域が峻別できない閾 (*una soglia*³⁶⁾) から産出される。なぜならこの閾こそ、「主権的な政治的決定のなされる場」だからであると、アガンベンは再三注意を促す。

ここでいう生政治的身体は、ユダヤ人やドイツ人といった生物学的身体でもなく、人権や刑

32) アガンベン, 2003 年, 14 頁.

33) アガンベン, 2003 年, 233 頁.

34) ホモ・サケルは、「殺害可能かつ犠牲化不可能な生 (*uccidibile e insacrificabile*)」と定義される (アガンベン, 2003 年, 17 頁). ホモ・サケルと収容所の関連について「アガンベンはその収容所を, そのなかで「ホモ・サケル/聖なる人間 (*homines sacri*)」がシステムティックに生産されたり殺害されたりする実在的な場所として理解しようとしている」とエファ・ゴイレンは解説している (エファ・ゴイレン, 『アガンベン入門』岩崎稔/大澤俊朗・訳, 岩波書店, 2010 年, 129 頁).

35) アガンベン, 2003 年, 234 頁.

36) アガンベンが「境界 (*confine*)」ではなく「閾 (*soglia*)」の用語を選択する理由について, 岡田温司は次のように説明する. 閾は「カント的な限界概念としての「空虚な空間 (*Leerer Raum*)」であるが, 同時に, そこにおいて「学問のあらゆる垣根がくずれ, あらゆる堤防が決壊する非-場所」でもある. つまり, 知ることや語ることの限界として, 近づくると自滅しかねないほど危険ではあるが, それゆえにこそ, またこのうえなく豊穡で魅力的な空間でもあるのだ. そこを越えることは容易ではない. 「閾は「橋」でもなければ「対話」でもない」のだから. これこそまさしく, アガンベンが「閾」に賭けるゆえんである (岡田温司, 『アガンベン読解』平凡社, 2011 年, 35-36 頁).

法でコード化される社会的カテゴリーでもないとしたら、何に基礎づけられるものだろうか。端的にいえば、規範となった人種であり、規範となった総統の言葉である。ナチ・ドイツの人種概念は、外的事実（例えばDNA鑑定に基づいてアーリア人の血統を決定する）ものでも、法律上の一般的条項（危険状態や有事といった具体的状況に依拠する法概念）に基礎づけられるものでもなく、「事実と法権利がそのまま一体化する状況を実現する³⁷⁾」規範である³⁸⁾。そしてヒトラーが「ユダヤ人」「ドイツ人」という言葉を発するとき、そこでは生物学的な身体でも特定の社会的カテゴリーでもなく、「生きるに値する身体」と「生きるに値しない身体」という意味での生政治的身体の線引きが規範として産み出されている³⁹⁾。

こうした統治原理の「根源的な新しさ⁴⁰⁾」をアガンベンが力説する。総統原理における生政治的身体の産出と再生産は、事実にも法権利にも位置づけられない。そうではなく、ヒトラーから発せられる言葉が「活ける法 (*nómos émpsychon*)」として、「生きるに値する身体」と「生きるに値しない身体」を線引きするのである。そしてアイヒマンのような官僚が事務処理のなかでその線引きを担保する。さらに収容所の看守の一拳一投足が被収容者の運命を決める。こうした「執行の身振り (*il gesto dell'esecuzione*)」が「生きるに値する身体」と「生きるに値しない身体」を線引きすると同時に、それを適用し、実行に移す。この段階において「政治とはいまや文字どおり、非政治的なもの（つまり剥き出しの生）に関して決定すること⁴¹⁾」であり、「ユダヤ人の身体を分離することは、ただちに、ドイツ人固有の身体を生産すること⁴²⁾」となる。事実にも法権利にも基づかない政治が生政治的身体の線引きとその適用に関する決定を下す。この新しい政治は、例外状態の永続化（＝ステージ3）とその空間化（＝ステージ4）によって可能になっているのである。

潜在的収容所の増殖

収容所を基礎にした政治は過去のものではない。それどころか様々な形態で増殖しているのではないか。アガンベンは次のように主張する。

もし収容所の本質が例外状態を物質化するというところにあり、またその結果、剥き出しの生と規範が不分明の境界線に入りこむ空間を創造するというところにあるのなら、こう

37) アガンベン、2003年、235頁。

38) ユダヤ人だけではなく、ロマ、ホームレス、同性愛者、障害者を「生きるに値しない身体」と線引きしたことから、ナチ・ドイツの生政治的的身体は事実や法権利に基づかない概念であることがわかる。

39) アガンベン、2003年、235-236頁。

40) アガンベン、2003年、236頁。

41) アガンベン、2003年、236頁。

42) アガンベン、2003年、237頁。

した構造が創造されるたびに、そこで犯される犯罪の実体が何であろうと、それがどのように命名されどのような地形になっていようと、我々は潜在的には収容所を前にしているということを認めなければならない⁴³⁾。

収容所の法的－政治的基礎が例外状態の永続的な物質化にあり、剥き出しの生に関して決定する政治があれば、難民申請者を留置する国際空港の待機地帯であれ、本国送還が決定された非合法移民の臨時留置場とされた競技場であれ、「これらはすべて収容所だということになる⁴⁴⁾」。なぜなら「その空間では、通常の法的秩序が事実上宙吊りにされ、残虐なことがなされようがなされまいが、そのことは法権利ではなく、暫定的に主権者として振る舞う警察の礼節と倫理感覚だけによって決まる⁴⁵⁾」からである。潜在的収容所においては、総統－官僚－看守による「執行の身振り」と同様の構造が見出される。難民申請者、非合法移民とされた一人の人間が「生きるに値する身体」なのか「生きるに値しない身体」なのかは、個々の「警察の礼節と倫理感覚だけ」で決定され、適用され、実行されるのである。

アガンベンはさらに考察を推し進め、近代政治の「隠れた母型」を収容所に認める。これまで近代の国民国家システムは、領土 (territorio⁴⁶⁾)－秩序 (ordinamento⁴⁷⁾)－生まれ (nascita) の三位一体で成立していると理解されてきた。地球上の大地の一片 (localizzazione) と国家秩序に出生の事実が書き込まれるたびに、その人は国民 (nazione) となる。だがこの仕組みの「何かが機能できなくなっている⁴⁸⁾」。そしてアガンベンは次のように述べる。

生まれ (剥き出しの生) と国民国家のあいだの隔たりがますます広がっているということこそ現代政治の新事実であって、我々が収容所と呼ぶのはこの隔たりのことである⁴⁹⁾。

局在化も国家秩序への書き込みもなされない「生まれ」が出現している。所在なき「剥き出

43) 注 42) と同じ。

44) アガンベン, 2003 年, 238 頁。

45) 注 44) と同じ。

46) 領土と訳されたイタリア語の territorio は、国家が統治する排他的領域 territory という意味だけでなく、拡がりをもった地表 terrain の一片という意味をもつ。実際に英語版では、land, order, birth と訳されている (英語版の *Homo Sacer*; Agamben, 1998, p.175)。領域化 territorializzazione ではなく局在化 localizzazione が用いられているのも、territorio に terreno, local の意味を含めているからだと推測される。なおシュミットの Ortung と Ordnung は、localisation と order と英訳されている。

47) 秩序と訳された ordinamento は、単に order という意味だけでなく、政治的－法的な規則、統制、システムも含むものであり、カール・シュミットの Ordnung に対応するものである (英語版の *Homo Sacer*; Agamben, 1998, p.8 の訳注)。

48) アガンベン, 2003 年, 238 頁。

49) アガンベン, 2003 年, 239 頁。

しの生」は、自らの生まれと国民国家の隔たりを放浪せざるをえない。その距離は縮まるどころかますます拡大していく。生まれと国民国家の間に広がる剥離（lo scollamento）をアガンベンは「収容所」と呼ぶ。「剥き出しの生」は、局在化を正式に認められないまま国家秩序に捕捉されるために、「局在化のない秩序（法が宙吊りにされている例外状態）」のもとに置かれると同時に、人権や法的保護が無意味となる「秩序のない局在化（永続的な例外空間としての収容所）」に捉えられる⁵⁰⁾。

脱局在化的局在化としての収容所は、我々が依然として生きている政治の隠れた母型であり、我々はこの母型を、そのあらゆる変容態を通じて、我々の空港の待機地帯に、我々の都市のしかじかの周縁地域に、それと見抜くことを学ばなければならない⁵¹⁾。

「脱局在化的局在化（localizzazione dislocante）としての収容所」は、まるで近代政治のガン細胞のように、「国家－国民（生まれ）－領土という古い三位一体に新たに付け加わる第四の不可分の要素であり、この要素は、付け加わることでこの三位一体を壊⁵²⁾」している。さらに収容所の変容態は「空港の待機地帯に、我々の都市のしかじかの周縁地域」に転移しているというのである。

再び「この道をいくな」

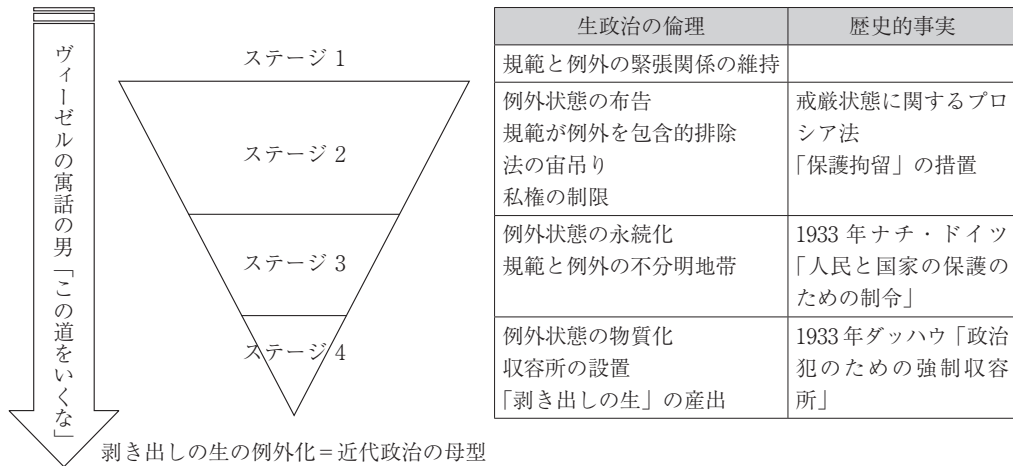
ここまで来てヴィーゼルの寓話に戻ることができる（図-4）。「古い伝説」の男が「この道をいくな」といった小道を、アガンベンの思索を頼りに引き返していった。すると4つの標識が立てられていた。ステージ1という標識では、規範と例外、合法と違法、事実と法権利は別々のものとして緊張関係を保っていた。だがステージ2の標識を通り越したとき、例外状態が布告されたことに気づく。通常の法権利は宙吊りにされ、個人の自由や権利は制限される。ただしこの時点では、客観的かつ一時的な事実状況に照らし合わせて公的安全に対する危険の有無が検証される余地がまだ残されていた。しかしステージ3に足を踏み入れると、事実としての危険とは無関係に例外状態が常態化する。主権権力が規範的に例外と決めたものが例外になる。この決定に抗弁する武器として、事実も法権利も役に立たない。するとステージ4の標識がみえてくる。収容所の立ち並ぶ光景が目に入る。何もかもがあいまいだった例外状態がいまや空間と物質を備えた収容所として具現化されたことに驚愕する。収容所の門には「生きるに値しない身体はこちらへ」と書かれてある。生還できるかどうかは、気まぐれな看守の身振りに委

50) アガンベン、2003年、239頁。

51) 注50)と同じ。

52) 注50)と同じ。

図-4 ヴィーゼルの寓話と収容所に至る 4 つのステージ



ねられる。このとき自分がまったくの「裸」であることに気づく。そして「深い森」で出遭った男の言葉がまざまざと思い出される。「わたしがあなたにお教えできるのはただひとつ。この道をいくなということ。わたしはそちらからきたのです」。

そしてヴィーゼルがなぜ「これが、あす、誕生しようとしている 21 世紀にわたしたちが伝えるべきメッセージなのだろうか？」と述べたのかも理解できるようになる。なぜならば「我々は潜在的には収容所を前にしているということを認めなければならない」とアガンベンが述べたように、20 世紀の収容所の法的－政治的基礎がいまも解体されずに現存しているからである。それどころか事態はより深刻化している。冷戦体制崩壊直後から 21 世紀初頭に起こった一連の事象——旧ユーゴスラヴィアの内戦、「9.11」アメリカ同時多発テロ後の取り締まり、キューバのグアタナモ湾に位置する米軍基地の刑務所の捕虜拷問、合法・非合法を問わない全入国者への生体データ採取の義務化⁵³⁾——は、アガンベンのいったとおりに現代社会が「潜在的な収容所」の立ち並ぶ風景のなかにあることを示している⁵⁴⁾。そして本研究チームの調査において

53) マレックス・マリー、『ジョルジョ・アガンベン』高桑和巳・訳、青土社、2014 年、132-144 頁。

54) ところで新型コロナウイルスをめぐるアガンベンの発言は、大きな論争を巻き起こした。厳しい移動制限と外出禁止令を決定したイタリア政府の措置に対して、「例外状態を通常の統治パラダイムとして用いるという傾向」（本稿の議論だとステージ 2 から 3 への過渡期）にほかならないとアガンベンは厳しく批判した。だが、感染拡大期における自己隔離と政府対応を擁護する声が、アガンベンと近いジャン＝リュック・ナンシーやスラヴォイ・ジジエクから上がった。

この論争の是非とは別に、例外状態の下に置かれた身体をどう捉えるのかが新たな論点として浮上したといえる。アガンベンは外出禁止令と自己隔離が、人間の身体の「ゾーエー」への還元と「ビオス」の消失につながると警鐘を鳴らした。だがジジエクは「けれども事態は、もっとずっと両義的

も、とくに2015年の欧州難民危機直後にイストリア半島にスロヴェニア政府が建造した反移民の国境バリア、ランペドゥーザ島の移民収容センターや公営墓地、そして石垣島と宮古島を含む沖縄離島に強行配備される数々の自衛隊基地施設など、様々な形態の「潜在的な収容所」を目撃し続けている。

5. おわりに

以上の議論から、冒頭で取り上げた本研究チームの第三の問い——「『領域国家』の終焉がみえてきていることをどう捉えるのか」——に答えることができる。現代国家の権力の源泉は、領域ではなく、剥き出しの生の包含的排除に存する。国境地域または国境島嶼では、例外状態の永続化、潜在的な収容所、潜在的な剥き出しの生の産出、「生きるに値する生」と「生きるに値しない生」の線引きが日常生活のなかで顕在化している。そして“臨場・臨床の智”は、例外状態の常態化に「新たな問いを立てる」または「新たな問いかけをする」ことで名付け直し、潜在的収容所を解体し、「この道をいくな」という想いのなかに現れている。

最後に残されたのは、「深い森」の出口は一体どこにあるのかという問いである。寓話の男は「出口がどこにあるかは知らない」といったが、ヴィーゼル本人は「無関心との闘い」に希望を託している。アガンベンは「西洋の基礎的な生政治的亀裂を考慮に入れることのできた政治だけがこの振動を停止させることができ、人民やこの地上の都市を二分している内戦に終わりをもたらすことができるだろう⁵⁵⁾」と述べているが、明確な回答を必ずしも用意しているわけではない⁵⁶⁾。では国境地域および国境島嶼のフィールドで出会った人々の応答からどのような出口がみえてくるか。とりわけトリエステとイストリア半島における剥き出しの生の例外化——ファシスト政権による反体制派の排除、トリエステ郊外にあったリジエーラ・ディ・サン・サッパのナチ・ドイツの強制収容所、大戦末期と直後の虐殺事件とイストリア半島の故郷喪失 (Foibe Esodi)、精神病院への隔離——と反・生政治にむけたうごき——イストリア離散者の草の根

だ。接触を避けるという現在の措置はまた、わたしたちをたしかに結びつけるものでもあるからだ。身体的に距離を取ることは、自分もウイルス保持者かもしれない以上、他者への敬意を示すことにはかならない」として、今回の自己隔離には「ビオス」の契機が含まれると論じる（スラヴォイ・ジジェク、「人間の顔をした野蠻がわたしたちの宿命なのか」片岡大右・訳、『世界』2020年6月号、岩波書店、40頁）。

アガンベンとジジェクの論争は、フランコ・バザーリアの「有機的身体（corpo organico）」の観点から捉え直すことができると思うが、別の機会に論じたい。

55) アガンベン、2003年、245頁。

56) ゴイレン、2010年、138頁。

の国境を越えた協力⁵⁷⁾とバザーリアたちの反施設運動と精神保健改革⁵⁸⁾——は、どの方向に「深い森」の出口を見出したのか、稿を改めて論じたい⁵⁹⁾。

57) 鈴木鉄忠「国境の越え方—イタリア・スロヴェニア・クロアチア間国境地域『北アドリア海』を事例に」新原道信編著、『“境界領域”のフィールドワーク—“惑星社会の諸問題”に回答するために』中央大学出版部，2014年，189-232頁。

58) 鈴木鉄忠「バザーリアと精神保健改革」土肥秀行／山手昌樹・編著、『教養のイタリア近現代史』ミネルヴァ書房，2017年，279-293頁。ミケーレ・ザネッティ，フランチェスコ・バルメジャーニ，『精神病院のない社会をめざして バザーリア伝』鈴木鉄忠／大内紀彦・訳，岩波書店，2016年。フランコ・バザーリア，『バザーリア講演録 自由こそ治療だ！ イタリア精神保健ことはじめ』大熊一夫／大内紀彦／鈴木鉄忠／梶原徹・訳，岩波書店，2017年。

59) ジグムント・バウマンは『近代とホロコースト』で強制収容所の「すべては可能である」という状況を究明しようとした。バウマンは「自己保存の論理」と「道徳的義務の選択」の究極のジレンマとしてこの限界状況を捉えた。そしてホロコーストの教訓として2つを析出した。まず極限状況に直面したほとんどの人間は、自己保存の論理に屈するということである。「理性と倫理性の針が正反対を指す制度における主要な敗者は人間性である」。これは非常に絶望的な教訓であるが、第二の教訓にバウマンは希望を託す。「道徳的義務にたいする自己保存の優位はあらかじめ決定されたものでも、不可避的なものでも、必然的なものでもない」ということである。なぜならば「自己保存の合理性に抗して道徳義務を選択した人間が何人であったかは問題ではなく、問題になるのはそう選択した人が存在したという事実」があるからである。「重要なのは選択なのだ」として、いかなる極限状況においても道徳的義務を選択する可能性は個人に残されている。バウマンはここに「深い森」への出口の希望を託す（ジグムント・バウマン，『近代とホロコースト』森田典正・訳，大月書店，2006年，268-269頁）。

バウマンの考察に共感する一方で、そうした重い選択を個人が行う条件とはいかなるものか、それはある程度必然的なものか、それとも偶然によるものなのか、結局のところ個人の高貴な道徳的義務に期待するしかないのだろうか、という不安を禁じえない。

バウマンの第二の教訓を批判的に引き継ぐには、ジェームズ・スコットの「日常型の抵抗」「底流政治 (infrapolitics)」の議論が有効だろう。「底流政治という言葉で私が念頭に置いているのは、だから仕事、密猟、こそ泥、空とぼけ、サボリ、逃避、常習欠勤、不法占拠、逃散といった行為である。逃避によって同じ目的を達せられるならば、あえて反乱を企てて射殺される危険をおかす必要があるか」として、敵前逃亡、沈黙、匿名性、非可視性といった消極的な選択が公式の秩序を揺るがす可能性を示唆している。ジェームズ・スコット，『実践 日々のアナキズム』清水展／日下渉／中溝和弥・訳，岩波書店，2017年，xviii頁）。

「普通の人々」の「悪の陳腐さ」（ハンナ・アーレント）が第一の絶望的な教訓だとしたら、それとは逆の「善の個別性」（フランソワ・ロシヤ）は、「普通の人々」による日常型の抵抗であり、底流政治としての道徳的義務の選択といえる。この事実は第二の教訓の希望であり、「深い森」の出口につながるかもしれない。